ＰＰＴ　表紙

・自己紹介

・動画視聴（障がいのある人もない人も共に暮らしやすいふくしまけん）～約２０分～

　※動画内で簡単な手話について説明する部分がありますので、動画に合わせて手話を行

　　います。

ＰＰＴ　1枚目　１　はじめに　～福島県の障がい者施策～

　私たち障がい福祉課は何をしているのかと言いますと、「障がいのある方もない方もともに生きる社会を目指して」というテーマを基本理念にかかげ、障がいのある方の人権・人格が尊重され、等しく社会の一員として生活できるように施策を進めています。

　障がいのある方が暮らしたいと望む地域で、自分らしく自立した生活を送るための支援を行ったり、障がいのある方が活躍できる差別のない社会づくりに取り組んだりしています。このように、一見当たり前のように聞こえる暮らしも、障がいのある方にとっては当たり前ではありません。

　今回受講していただく「ふくしま共生サポーター」養成講座では、障がいのことを学んでいきます。講座内で説明します障害者差別解消法については、私たち県職員や障がい者施設の方だけでなく、県民皆さんにも理解や推進が求められているものです。障がいのことをあまり知らない方、法律や条例の内容を知らない方など、皆さんが本日この時間が終わった時に、障がいや障がいのある方に対しての考えが、今より少しでも変わってくださればと思っております。

ＰＰＴ2枚目　２　「障がい」と「障がいのある方」

　まずはじめに、一言で障がいといっても、種類も程度も、求めている支援もさまざまです。障がいについて辞書を引いてみますと、「さまたげることやもの、状況」の他に、「個人的な原因や、社会的な環境により、心や身体上の機能が十分に働かず、活動に制限があること」などと書かれています。これを踏まえますと、「日常生活をするにあたって、不便を感じてしまう状態」を「障がいがある」と考えられます。

　しかし、実は日常生活に不便を感じる人は、少なくありません。どこの環境でも、眼鏡やコンタクトを使用している人は多いと思います。（眼鏡等利用者：私もコンタクトや眼鏡がないと運転できません。）このように、モノが見えにくいという不便を感じている人は実際にとても多いですね。ある調査では７割の人が眼鏡やコンタクトを使用しているそうです。

　ですが、こうした人を障がいのある方とは言いませんよね。それは、現在の医療や科学技術の進歩によって「不便を解消」し、日常生活において障がいを感じずに済んでいるためです。しかし、この進歩によってもなお解消できていない課題は多く存在しており、支援を必要とする方は大勢います。

ＰＰＴ　3枚目　県内の障害者手帳所持者

　障がいのある方の人数を計るうえで指標となります「障害者手帳の所持者」ですが、福島県では令和５年４月現在、身体障がいのある方が７５,６５０人、知的障がいのある方が　　　　　　１９，７３７人、精神障がいのある方が１７,０９４人、合わせますと１１２,４８１　　　　　　人となっております。

※　：毎年度更新箇所

ＰＰＴ　4枚目　福島県の人口

　令和５年１２月１日現在の推計人口は１,７６３,６６２人となっています。

　県の人口がおよそ１８０万人としますと、全体の６％が障害者手帳をお持ちという計算になります。これはおよそ１６人に１人という計算です。

　ですが、これはあくまで手帳を持っている人だけを数えた場合です。手帳は持っていないが、生活に不便を感じるような障がいのある方を含めますと、実際はもっと多いものと考えられます。そのため、障がいのある方は決して珍しいというわけではありません。

※　：適宜更新箇所

ＰＰＴ　5枚目　法律による「障がいのある方」の定義

　さて、いざ支援を必要としている人が大勢いるから支援しよう！と思っても、具体的に誰を支援すればいいのかがわからない状態では、対策のしようがありません。そのため、障がいのある方に関する法律では、その法律の目的に応じて「障がいのある方とはどういう人か」を定義しています。例をあげますと、障がい者施策の基本となっている障害者基本法では、障がい等によって「継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。また、障害者雇用促進法では「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」としています。

　このことから、各法律が目指す目的に応じて障がいのある方の定義は整理されているといえます。

ＰＰＴ　6枚目　障がいの特徴

　次に、各障がいの特徴についてみていきます。障がいは多種多様で、先天的なもののほか、交通事故等後天的な出来事がもとになることがあり、他人ごとでなく誰にでも生じる可能性があります。

　障がいのある方の内該当する方は、「障害者手帳」の交付をうけることで福祉サービスを活用することができます。この手帳は、障がいの種別により異なっています。

1. 身体障がい

身体障害者福祉法により、手帳については１級から６級と定められています。視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、音声・言語・そしゃく障がい等身体障がいの中でもいくつかに分かれています。聴覚障がいや内部障がい等の外見ではわからない障がいもあります。先天的な障がいや後天的な障がいもあり多様です。

1. 知的障がい

知的障害者福祉法により、手帳についてはＡ（重度）とＢ（軽度）に分かれています。知的能力の発達が同年代の人に比べて低い水準にとどまっているため、日常生活や他人とのコミュニケーションに支障が生じている状態です。

1. 精神障がい

精神保健福祉法により、手帳については、１級から３級と定められています。

誰でもなりうる障がいですが、まだまだ差別や偏見が多いことから、手帳を取得せず、医療費の負担が軽減できる自立支援医療のみ利用している方がいます。知的障がいを伴わない、アスペルガー・自閉症スペクトラム・ＡＤＨＤ等の発達障がいや高次脳機能障がいも精神障害者保健福祉手帳が該当します。

　このほかに、手帳に該当しない障がいのある方や、指定された難病に該当する方なども障がい福祉サービスを利用することができます。

　また、手帳制度は１級（療育手帳であればＡ）の方が障がいが重度であり、数字が大きくなると軽度になっていきますが、障がい支援区分や要介護度は、数字が大きいほうが重度となります。混同されてしまう方がいるので、注意が必要です。

　なお、障害者手帳の等級は、障害年金の等級や障害支援区分、要介護度等とはそれぞれ違う制度となっており、「手帳が1級だから、年金も１級になるだろう」といった誤解をすることもありますので、こちらも注意が必要となります。

ＰＰＴ　7枚目　障がいのある方と接するために

　障がいは誰にでも生じる可能性があると説明しました。

　では、障がいのある方と接するためには、どのようにすればいいのでしょうか。

１　「障がいのある方」ではなく、一人の人であることを再確認しましょう。「障がいのある方」とひとくくりにしないで、その方の障がいに適した対応を考えることが大切です。

２　介助者がいても、本人に話しかけましょう。障がいのある方の意思を聴くことが大切です。

３　自分の価値観だけで「障がいのある方」と決めつけず、どうすれば個性や特徴、能力がいかせるか考えましょう。障がい＝不幸、かわいそう、頑張っている、などといった見方はやめましょう。

４　積極的にさまざまな方と交流し、どうすればお互いのことが理解できるか考えましょう。適切なサポートがあれば障がいがあっても活躍できますし、障がいがあってもなくてもその人らしく生きていくため、地域全体の理解が必要です。

ＰＰＴ　8枚目　障がい者福祉の歴史

　差別解消法の中身を説明する前に、障がいのある方に関する法律などがどのような歴史をたどってきたのかを簡単に説明したいと思います。

　長く障がいのある方が差別されてきた時代があったなかで、ようやく障がいのある方の権利を守るための国際条約ができたのが２００６年（平成１８年）の障害者権利条約です。こちらの内容は、障がいに基づくあらゆる差別を禁止し、障がいのある方が社会に参加し、それが受け入れられるようにすることとなっています。これが作られた時のスローガンが｢Nothing About Us Without Us!　私たちのことを私たち抜きで決めないで！｣というものでした。これも今までにない試みであり、従来は障がいのある方の声を抜きにして、「こうした方が障がいのある方の環境は良くなるだろう、きっとこうすれば今より幸せになるだろう」という考えで障がい者施策が決められてきました。

　翌年２００７年に条約に署名しましたが、“署名”は「条約に合意しました」ということであって、実際に条約に拘束されるようになるためには、国会で条約を“批准”する必要があります。ですが、我が国では批准するための国内での法整備ができておりませんでした。そのため、条約の内容を国内で具体化するために、平成２３年の２０１１年に障害者基本法の改正に始まり２０１２年に総合支援法を成立させ、さらにその翌年２０１３年に差別解消法を成立させました。そしてようやく平成２６年に条約を批准するに至りました。

ＰＰＴ　9枚目　３　障がいはどこにある？

　今ほど説明しました流れに続いて、もう一つ大きな動きがありました。それが「障がい」についての考え方が変わったということです。

　これまでは、車いすの方に対し、段差があってお店に入れない場合、その原因は「足に障がいがあるから」という医学モデルが中心の考えでした。

ＰＰＴ10枚目　社会モデル

　一方で、社会モデルの考え方では、段差があってお店に入れない原因は「段差のある建物・社会」にあるとされます。段差をなくせば誰でも障がいなくお店に入れる、というものです。ここでは、車いすの方は何も変わっていません。変わったのは周囲の環境です。社会モデルでは、リハビリや家族の介助等がなくても障がいが解消するのです。

ＰＰＴ11枚目　社会モデル②

　このように、社会モデルでは「障がい」とは本人の医学的な心身の機能の障がいを指すもの（医学モデル）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものと考えられています。社会モデルに基づくと、だれにでも障がいはあり得るとも考えられますね。

ＰＰＴ12枚目　４つの社会的障壁

　ここで、社会的障壁について少し具体的にお話しします。

　海外旅行に行ったことがある方は戸惑った経験がないでしょうか。その国の言葉がわからなくて、レストランに入ってもメニューが文字だけでどんな料理が出てくるのかわからず、店員に聞いてもわからないこともあるかと思います。これは、その国の言葉という「壁」があり、生活に支障が出ているといえます。これを解決するためには、通訳をつけたり、今であればスマホでアプリを使えば翻訳することもできます。こうすることで言葉という壁は越えることができます。

　しかし、これらの手段がない中で一人暮らしをしてください、といわれたらどうでしょうか？障がいのある方にとっては、その壁が社会にたくさん存在しているのです。手足が動かせないだけが壁となっているわけではなく、テレビや放送の音声が聞こえず字幕等でのアナウンスもない（慣行）、就職したいけど障がいのある方という理由で会社に採用されない（制度）、障がいのある方への偏見（観念）など、他にもさまざまな壁が存在しています。

　こうした、物理的な壁や、文化的な壁など、社会的障壁とは多くの側面をもっているということを理解し、障がいのある方にとってこれはどう感じられているものなのか？という視点を持つことが重要となります。

ＰＰＴ13枚目　もし2階建ての建物に階段もエレベーターもなかったら

　それでは、少し想像していただきます。私たちは今とある建物の前にいるとします。その建物には階段もエレベーターもありません。そして、その建物の二階にある部屋でこれから出席しなければならない会議があったとしたら、どうやってそこまで行けばよいでしょうか？頑張ってロッククライミングして会議にでるしかない！と考える人はまずいないでしょう。

　その後、上れなかった私たちに、なぜ会議に出席しなかったか理由を聞かれたらどう説明するでしょうか？「こんな階段もエレベーターもない建物を作った側が悪い！欠陥だ！」もしくは、「そんなところで会議を企画する方が悪い！」と建物を作った側・会議を主催する企画側を理由にすると思います。

　障がいのない方の場合、２階に上がれないという「障がい」があったら、はしごや移動式の階段を持ってくるという配慮があれば「障がい」が解消されます。また、工事をして階段を設置するという環境の整備があれば「障がい」がなくなります。そして、これらの配慮や環境の整備により、障がいのない方に対してはすでに多くの社会的障壁が取り除かれています。

　では、そこに車いすの方がきて、前と同じく会議があり、その二階の会議室に行かなければならないとなったときに、前と同じようにエレベーターのついてない建物がいけないじゃないか！建物を作った側、企画する側が悪い！となりますでしょうか？あるいは、その車いすの方に対して、「脚に障がいがあって歩けないのは不便ですね」と感じて、「リハビリをして、松葉杖をついてなんとか頑張って上ってもらうしかないなぁ」とか「家族と一緒に来てもらって上がるのを手伝ってもらうしかないなぁ」と思いますか？

　先ほどの医学モデル・社会モデルの考え方を当てはめてみましょう。今までは、体に障がいがあるから、歩けないから、見えないから・・・だから問題だという「医学モデル」が社会の考え方でした。しかし、実際は、たまたま今障がいのない方のみを相手に階段だけを作ってきた『社会のあり方』に問題があるのではないでしょうか。障がいのある方に対しても「合理的配慮の提供」や「環境の整備」などによって、社会の中にあるバリアを取り除いていくことが求められています。

　このように、障がいの有無によって分け隔てられない共生社会の実現を進めていくのが、「障害者差別解消法」の目的です。

ＰＰＴ14枚目　４　障害者差別解消法とは

　それでは、障害者差別解消法の中身について説明いたします。

　皆さん誰しもが「差別はしてはいけないこと」と小さい頃から教えられ、それを考えていると思いますが、残念ながら、令和４年１１月実施の内閣府の調査では「障がいのある人に対して障がいを理由とする差別や偏見があると思うか」という質問に対して、８８．５％があると答えているのが現状です。

　ただ、いったい障がいを理由とした差別って何なのか、どんなことが差別になるのか、どうしたらよいのかわからない人が大勢います。わからないままそれが差別につながっているのが現状です。

　そのため、法律という誰もがわかるモノサシで、具体的に何が差別なのか、どうしたらいいのかを示すことで、差別解消の一歩とすることが目標となっています。

ＰＰＴ　15枚目　障害者差別解消法のキーワード

　この障害者差別解消法のキーワードは、２つあります。

　１つ目が不当な差別的取扱いの禁止、２つ目が合理的配慮の提供です。

ＰＰＴ16枚目　不当な差別的取扱い

　１つ目の不当な差別的取扱いの禁止ですが、こちらは単純に、障がいを理由として障がいのある方とない方で不当な差別を行ってはいけない、ということです。「障がいがあるからサービスの提供を拒否する」「障がいのある方本人ではなく介助者だけに話しかける」などがあります。

ＰＰＴ17枚目　合理的配慮の提供

　２つ目の合理的配慮の提供ですが、こちらは、障がいのある方に対して、事業者にとって過度な負担とならない範囲で、できる限りの配慮をして、障がいのない方と同じような日常生活を送れるようにしてあげましょう、というものです。例としましては、耳や目が不自由な方に手話や筆談、読みあげ等をすること、高いところにある商品を取って渡すこと、本人が希望する方法で丁寧でわかりやすい説明を行うこと等があります。

ＰＰＴ18枚目　特別扱いではない

　ここで注意したいのは、障がいのある方を特別扱いするというものではないということです。障がいのある方が無理難題を要求し、それを叶えることが事業者にとって相当に厳しいものであればすぐに対応せずいったんは断って意見交換しても良いのです。根本にあるのは、障がいのある人とない人が同じように生活できることであり、先ほどイメージしてもらいました階段のない建物での会議のように、同じ時間に自然と会議に参加できるような、そんな状態になれば、それ以上の要求というのは必要としません。できる範囲で、障がいの有無による生活の差をなくしていこうという考えをもつことが大切です。そして、冒頭の

ＤＶＤでもご覧いただいたように、必要な配慮は人それぞれ異なりますので、障がいのある方それぞれの特性に応じた配慮をお願いいたします。

ＰＰＴ19枚目　差別的取扱いの禁止、合理的配慮の義務

　差別解消法により、差別的取扱いについては、国の行政機関・地方公共団体、民間事業者共に禁止となっております。一方、合理的配慮については、国の行政機関・地方公共団体は法的義務となっており、民間事業者については以前までは努力義務でしたが、令和３年５月に法が改正したことにより、こちらも令和６年４月から法的義務となりました。

　この差別解消法を知っているか知らないかという調査があり、その結果、知っている方は２４．０％でした（令和４年１１月実施）。障害者差別解消法が成立したことで直ちに差別が解消するものではなく、この法律をきちんと理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくるための行動が、皆さん一人ひとりの間で少しずつでも増えていき、それを継続して積み重ねていくことが重要です。ぜひ、こんな法律があるよ、こんなことがバリアになっているからこんなことが求められているよ、ということを周りで伝えていってほしいです。

ＰＰＴ20枚目　６　障がい特性と私たちができること

　・動画視聴「障がいのある方もない方も共に暮らしやすい福島県にするために【合理的配慮事例編】」～約１０分～

　ここで、今ほどご説明した「合理的配慮」についてより理解を深めていただくために、福島県が作成した、合理的配慮の具体的事例に関する動画を視聴いただきます。こちらは、福島県のホームページにも掲載されております。

※講義時間に応じて、動画視聴はスキップ。

ＰＰＴ21枚目　７　福島県からのお知らせ①

福島県では、平成３１年４月１日に「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県つくり条例」、「福島県手話言語条例」の２つの条例を施行しました。

　条例制定に際して作成しましたパンフレットをお配りしております。こちらには音声コードが採用されておりますので、ユニボイスというアプリを使用して読み上げが可能となっております。

ＰＰＴ22枚目　福島県からのお知らせ②

　合理的配慮に関する動画・ガイドブックを作成しました。

福島県ではさきほどご覧いただいた動画とともに、「合理的配慮ガイドブック」も作成しております。本講座で学んでいただいた「合理的配慮」について、具体例をまじえてより詳しく理解できるものとなっておりますので、ぜひご覧ください。

ＰＰＴ23枚目　福島県からのお知らせ③

　皆さん、ヘルプマークを知っていますでしょうか。内部障がいのある方や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを身につけている方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いいたします。

ＰＰＴ24枚目　ふくしま共生サポーターについて、

　最後になりますが、ふくしま共生サポーターについて説明いたします。

ＰＰＴ25枚目　ふくしま共生サポーターとは？

　本日養成講座を受講された皆さんには、「ふくしま共生サポーター受講証」を発行し、サポーターとして登録いたします。

　共生サポーターの活動としては、職場や地域で障がいのある方への理解が促進するように情報発信を行うこと、また、実際に障がいのある方と触れ合うなど、積極的に障がいのある方への理解を深め、支援の必要な方には率先して支援を行うことなどがあります。

ＰＰＴ26枚目　ふくしま共生サポーターとして

　また、受講証の表面には「共生社会実現のための誓い」を記入する欄があります。

　ここには、共生サポーターとして皆さんご自身が今後行っていくことについて、ご自由にお書き願います。例えば、「障がいや障がいのある方のことがよく分からない方へ理解を広めること」、「障がいのある方の目線で物事を考えられるようになること」、「障がいを理由とする差別かな？と思ったら相談してみること」、「こんな合理的配慮があったら暮らしやすいな、と考えること」など、できることからはじめてみましょう。

ＰＰＴ27枚目　サポーターによる講座の実施について

　また、本日養成講座を受講しサポーターとなられた方は、自らが講師となり、所属団体の職員等を対象として養成講座を実施することができます。講師登録の申請をされた方には、『ふくしま共生サポーター養成講座講師登録証』を交付し、講師として登録いたします。

　職場や地域における障がいのある方への理解がより一層深まりますよう、ご一緒に取り組んでいきましょう。

ＰＰＴ　最終ページ

以上で「ふくしま共生サポーター」養成講座を終わります。

本日はご清聴いただきありがとうございました。